

## 岡山市立市民病院における病院実習生受入れに関する要綱

令和7年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市立市民病院（以下「病院」という。）における病院実習生（以下「実習生」という。）の受け入れについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「実習生」とは、病院において実習することを目的とし、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、救命士、医療事務、管理栄養士等の病院業務従事者の養成を目的とする学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の長による実習の依頼に基づき受け入れる学生等をいう。

### (申請)

第3条 養成機関等の長が、学生等の実習を病院に委託しようとするときには、別紙様式1による実習委託申請書により、岡山市立市民病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

### (許可)

第4条 病院長は、前項に要綱する申請があった場合は、病院の業務に支障がないと認められるものに限り、実習生の受け入れを許可することができる。

### (実習料)

第5条 養成機関等の長は、実習生の受け入れが許可されたときには、実習終了後すみやかに実習料を納付しなければならない。

2 既納の実習料は、返還しない。

### (諸規則等の遵守)

第6条 実習生は、法令及び病院の諸要綱を遵守し、病院長の指示に基づき実習を行わなければならない。

### (受け入れ許可の取消し等)

第7条 病院長は、実習生が第6条の要綱に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、当該実習生の実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すことができる。

### (事務)

第8条 実習生の受入れに関する事務は、事務部総務課において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実習生に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。